

記帳継続支援サービスのご案内

日々、経理事務をしていく中で、このような疑問・悩みを抱いたことはありませんか？



これまで確定申告は
白色申告をしてきた
けれど、**青色申告**に
したほうがいいの？

インボイスって何？
いつから変わるの？
何をすればいいの？



e-Taxのやり方が
わからない……

電子帳簿保存法
って何……？

当所中小企業相談所では、こうした経理のお悩みを解決すべく、記帳支援を行っています。
会計ソフトの導入から、帳簿作成や源泉徴収の納付、年末調整、決算まで、年間の必要な業務に
ついて正しい知識を身につけていただけるよう担当者による個別支援を行い、丁寧にサポートします。
また、制度改正や消費税率変更など、経理に必要な税制改正の案内も行います。

自主記帳や自主申告を目標にする、がんばる経営者の皆さんをサポートします！

■ 記帳支援

小牧商工会議所

- ・会計ソフト導入・設定、
操作方法説明
- ・入力内容確認
- ・税制改正等情報案内 等

- ★支援期間は最長3年
- ★クラウド会計にも対応

事業所

- ・会計ソフトへ日々の売上や
経費を入力
- ・残高等入力内容の確認
- ・経営状況の確認 等

月1回程度の
面談

税理士による指導会(一例)

源泉所得税 中間納付指導会

従業員の1~6月分
源泉所得税の確認及び
納付書の作成。

対象：従業員がいる事業所

消費税課税方式 確認指導会

次年消費税課税方式
(本則/簡易)の決定。

対象：前年売上が1,000万
円を超えた事業所

源泉所得税 年末調整指導会

従業員の年末調整事
務(納付書・提出書類
の作成等)。

対象：従業員がいる事業所

決算及び 確定申告指導会

決算書の作成、所得
税・消費税確定申告書
の作成。

対象：全事業所

e-Tax 対応!

※決算・確定申告は自主申告であり、最終的に自己の責任のもとで申告・提出していただきます。

■ 対象事業所

- ・小牧市内で事業を営む個人事業主の方
- ・従業員数が20人以下(商業・サービスは5人以下)の小規模事業者の方
- ・税理士の指導等を受けていない方
- ・月一回程度の来所が可能な方

※正当な理由なく3か月以上来所していただけない場合は解約させていただくことがございます。

また、申込時期や相談内容によってはお引受出来かねることがございますのでご了承ください。



上記の記帳支援は有料です。詳細はお問い合わせください。

◎問合せ先：小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL：0568-72-1111